

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	森・濱田松本法律事務所 弁護士 紀平 貴之/同 松下 憲
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2024年3月22日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社イワキ
証券コード	6237
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（スイス法に基づく有限責任会社（GmbH））
氏名又は名称	Charon Finance GmbH
住所又は本店所在地	スイス連邦、6362スタンスタッド、アッハーエック 1
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 弁護士 紀平 貴之 / 同 松下 憲
電話番号	03-6266-8553

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	2024年2月8日
訂正箇所	2024年2月16日付で提出した変更報告書No.2の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、以下のとおり訂正いたします。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	1,801,742
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	1,801,742

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	1,307,992
借入金額計(X)(千円)	493,750
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	1,801,742

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)
UBS Switzerland AG	金融 業	Keller-Busse Sabine Christine	Bahnhofstrasse 45 Zurich Switzerland	2	493,750